

# 納期限・口座振替日までに納付を！

令和2年度 納期・納期限・口座振替日一覧表

	町税				後期高齢者 医療保険料 (普通徴収)	上下水道 料金	公共下水道 事業受益者 負担金	保育料	納期限 口座振替
	町県民税 (普通徴収)	固定資産 税	軽自動車 税	国民健康 保険税 (普通徴収)					
4月		1期				1期 (2～3月分)		4月分	4/30(木)
5月			全期	1期 (暫定)				5月分	6/1(月)
6月	1期					2期 (4～5月分)		6月分	6/30(火)
7月		2期		2期	1期			7月分	7/31(金)
8月	2期			3期	2期	3期 (6～7月分)	1期	8月分	8/31(月)
9月				4期	3期			9月分	9/30(水)
10月	3期			5期	4期	4期 (8～9月分)	2期	10月分	11/2(月)
11月				6期	5期			11月分	11/30(月)
12月		3期		7期	6期	5期 (10～11月分)	3期	12月分	12/28(月)
1月	4期			8期	7期			1月分	2/1(月)
2月		4期		9期	8期	6期 (12～1月分)	4期	2月分	3/1(月)
3月					9期			3月分	3/31(水)

※上表の納期以外に、前年度以前にさかのぼって課税される税（過年度分）があります。

※口座振替をご利用の場合、口座振替日の前日（営業日）までに、所定の金額を口座にご準備ください。当日の入金では振替できません。

※口座振替は各期（各月）に1回です。再振替は行っておりません。

※振替日に振替できなかった場合、後日郵送する「口座振替不能通知書兼領収書」（納付書）により、金融機関の窓口で納付してください。

※新たに口座振替を希望する場合、「口座振替依頼書」と預金通帳、印鑑（通帳登録印）を持って、依頼する金融機関へお越しください。「口座振替依頼書」は町内の金融機関、役場税務課にあります。金融機関へ依頼した日の属する月の翌月から口座振替となります。

※口座振替を利用できる金融機関は次のとおりです。

（株）福岡銀行、福岡八女農業協同組合、筑後信用金庫、（株）ゆうちょ銀行（郵便局）、（株）筑邦銀行、（株）西日本シティ銀行

☎（町税）税務課納税係 ☎0943-32-1114、（後期高齢者医療保険料）住民課国保・年金係 ☎0943-32-1112、  
（上下水道料金・公共下水道事業受益者負担金）環境衛生課上下水道係 ☎0943-32-1138、（保育料）福祉課子育て支援係  
☎0943-32-1113

# 施政方針

## — 第1回定例会あいさつ —

町長が町政運営の基本的な考え方や主要な取り組みなどを説明する「施政方針」を、町議会3月定例会で表明しました。

(全文は町ホームページに掲載)



広川町長 渡邊元喜

令和2年度の町政運営について、「広川町第4次総合計画」に掲げる**6つの基本施策**に沿って説明します。

### 1 出会いと語らいのあるまち

・今年度が最終年度となる「第1期地域コミュニティ推進事業」の総括と、第2期に向けた地域づくり計画の策定を支援する

・あらゆる差別を解消するため、人権教育・啓発を進める。各種団体との連携を強め、人権感覚が生きづく地域社会をつくる

・男女が互いに人権を尊重し、自分らしく暮らせる社会の実現に向け、意識づくりや環境づくりを進める

・国際理解教育・国際交流を進め、本町と海外をつなぐ人材を育成する

・住民自治の確立や地域の課題解決のため、行政区や地域コミュニティ組織、NPO・ボランティア団体、企業などと連携し、協働のまちづくりを進める

・関係人口拡大と移住定住・労働力の確保のため、情報発信を強める

### 2 人と人が支え合うまち

・健康寿命を伸ばすため「運動ジム事業」を拡大する

・高齢者の保健事業と介護予防を一体的に取り組む

・地域共生社会の実現に向け、包括的な支援体制を整備する

・住民主体の地域通いの場をつくり、介護予防サポートの育成や実践的な介護予防活動に取り組む

・障がい者基幹相談支援センターを設置し、障がい者の日常生活を支援する

・国民健康保険事業を適正に運営するため、国保税の県内均一化を見据えながら、資産割などの保険税率改正に取り組む

・子育て世代包括支援センターを設置し、妊娠期～子育て期の切れ目ない支援を提供する。0歳児～2歳児の保育料を軽減し、保護者負担を減らす

### 3 人が育つ、人を育てるまち

・本町の教育基本目標である「志をもち、生きる力を身につけ、たくましく生きる

子どもを育てる学校教育」を充実させるため、小・中学校が連携し、新学習指導要領に沿った教育を進める。児童生徒の学力・体力を向上させる

・家庭における親子の読書習慣の育成や、幼児期から絵本に親しむ環境づくりを進める

・学校施設長寿命化計画を定め、中長期的な学校施設の機能・性能を確保する。ICT教育充実のため、国が推奨する「GIGA(ギガ)スクール構想」に向けた高速大容量のネットワーク環境を整備する

・地域住民や町内企業、近隣の大学と連携し、地域の魅力や素晴らしさを伝え、ふるさとに誇りをもつ子どもを育成する

・公民館の施設補助を拡充し、幼児から高齢者まで幅広く参加する生涯学習プログラムを行う

・農業振興として、認定農業者の育成と組織の強化、新

規就農者の指導育成を図る。農産物の「ひろかわブランド」確立に向けた販路拡大や、農産物PRなどに取り組む

・地域産木材の利用促進、森林保全・育成を進め、森林の多面的機能の持続的発揮に向けた森づくりを行う

・久留米餅を最大限に活かし、繊維産業に関心をもつ人を増やす。大学と連携し、久留米餅の課題解決、繊維産地としての強化を図る

### 4 人が集まり、働き、賑わうまち

・農業振興として、認定農業者の育成と組織の強化、新

規就農者の指導育成を図る。農産物の「ひろかわブランド」確立に向けた販路拡大や、農産物PRなどに取り組む

・地域産木材の利用促進、森林保全・育成を進め、森林の多面的機能の持続的発揮に向けた森づくりを行う

・久留米餅を最大限に活かし、繊維産業に関心をもつ人を増やす。大学と連携し、久留米餅の課題解決、繊維産地としての強化を図る

・県営事業前川原井堰整備事業と、農村環境整備事業を活用した農業生産の基盤となる施設を整備する

・工業・地場産業の振興として、新規創業者、商工業者の第二創業、新事業展開などを支援し、地域経済の活性化と雇用の確保を目指す

・将来の雇用拡大のため、産業団地整備構想づくりを行う

・「まち子のおやつ」を中心に町内の観光所・施設をつなぎ、魅力ある観光地として情報を発信する

・さまざまな自然災害に備え

・さまざまな自然災害に備え

### 5 安全・安心でやすらぐまち

・さまざまな自然災害に備え



るため、自主防災組織の訓練の充実、防災情報の発信強化、消防団員の確保・消防技術向上に努める

- ・ため池の安全性を調査し、周辺のハザードマップを作成する。非常時の避難行動を周知する
- ・道路の危険箇所の改善や歩行空間の確保、災害時の緊急車両への対応に配慮した安全で快適な道づくりを行う。道路インフラの老朽対策として、橋梁・道路を点検し、計画的に修繕する
- ・空き家などの実態把握を進め、所有者への指導・助言・勧告などで適正管理に努める。住宅の耐震化、危険な

老朽家屋除去などで安全安心の確保と住環境の改善を図る

- ・町の重点課題として国への要望活動を進めてきた国道3号広川―八女整備計画の早期実現を図る
- ・主要地方道の歩道設置・交差点改良を関係機関へ要請し、早期完成を目指す。未着手区間への要望を努める
- ・本町と都市部とのアクセスを向上させるため、高速バスの利便性を高める施策を研究する

## 6 自然と共生する快適なまち

区域（吉常・長延・太原・吉里）の面整備を完成させ、令和3年度からの第4次事業計画区域を決定する

- ・下水道事業は、安全な水を安定して供給するために、配水管の更新工事、ループ化など、水道施設を計画的に整備する
- ・ごみ問題の積極的な広報・啓発活動や生ごみ堆肥化の取り組み、下水道への接続、合併浄化槽設置を進める。河川の水質監視に努め、水質汚染を防止する
- ・八女中部衛生センターの竣工に伴い、学校給食残渣処理体制を確立する
- ・子どもから高齢者までが利

用する地域公園整備の支援を継続する。新設する「まち子のおにわ」を拠点にボランティア団体と連携し、安心して子どもが遊べる環境づくりを行う

最後に、行政サービスの向上と効率的な行政運営について説明します。

- ・職員研修や法令遵守・服務規律のさらなる確保に努め、職員一人ひとりの資質を底上げする。持続可能な行政運営のため、事業の評価と財政計画を見直す
- ・公正・適正な課税と収納に向け、課税対象の把握強化、

収納率の向上、国・県の補助金確保などに努め、町財政の健全な運営を図る

- ・新庁舎建設の事業費・財源などを十分に検証し、調査・設計業務、既存施設の解体を進め、令和2年中の工事着工を目指す
- ・令和2年度が最終年度となる「広川町第4次総合計画」について、基本構想を踏襲した改訂版（令和3年度から3か年延長した計画）を策定する

今後、第4次総合計画に掲げる基本理念・人口ビジョンの実現に向け、全力で取り組んでまいります。